君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事

Ｎｏ．	図　面　名　称
	意匠図
Ａ－０１	建築改修工事特記仕様書（１）
Ａ－０２	建築改修工事特記仕様書（２）
Ａ－０３	建築改修工事特記仕様書（３）
Ａ－０４	工事概要・付近見取図・配置図
Ａ－０５	配置図
Ａ－０６	仕上表
Ａ－０７	１階平面図
Ａ－０８	断面図
Ａ－０９	天井伏図
Ａ－１０	仮設計画図

株式会社　近代設計コンサルタント

Ⅰ．工　事　概　要

1．工事名称：君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事　　仕　様　書
2．工事場所：広島県三次市君田町泉吉田３１１−３
3．敷地面積：４，０２２．８９㎡
4．構造規模：鉄筋コンクリート造
5．工事種目：大浴室天井（低天井部分）改修に伴う工事
6．別途工事：なし
7．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（2）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
（3）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置
（1）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（2）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること
9．現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと
10．主要資材等
（1）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（2）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（3）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体の部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（令和４年版）」以下，「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
⊙印と　※　印のついた場合は共に適用する
（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て発注者の負担において遅滞無く行うこと
（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（6）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	①	適用基準等	⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ⊙建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ⊙建築工事公衆災害防止対策要綱　・建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ⊙建築工事安全施工技術指針　・再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ⊙県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による。 ⊙建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	3	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	4	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	⑥	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法（　　） ⊙現場において再利用を図るもの（ 天井材：桧板 t15 （２割程度）　　） ⊙再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　⊙建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

7	建設発生土	※　現場説明書の施工条件明示による ・構内指示場所に堆積 ・構内指示場所に敷き均し
⑧	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ−ブチル及びフタル酸ジ−２−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が加法されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
9	材料の品質等 ［1．4．2］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既調合モルタル	可動間仕切
既調合目地材	移動間仕切
ルーフドレン	トイレブース
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上排化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

⑩	石綿含有建材の調査 ［1．5．1］	調査 ※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　　） ⊙ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3，JIS A 1481-4 又はJIS A 1481-5
シージングボード	⊙ 2 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・図示　⊙各浴室天井撤去部分でバラつきなく

１１	施工数量調査 ［1．6．2］	調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
１２	調査のための破壊部分の補修 ［1．6．3］	補修方法　※図示 補修範囲　※図示
⑬	技能士 ［1．7．2］	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り	樹脂接着剤注入工事作業 左官作業 タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工 ガラス用フィルム施工	ビル用サッシ施工作業 ガラス工事作業 自動ドア施工作業 建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り 建築大工 建築板金 左官 内装仕上施工 表装	タイル張り作業 大工工事作業 鋼製下地工事作業 内外装板金作業 左官作業 プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 ボード仕上げ工事作業 壁装作業
耐震改修工事	とび 鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工	とび作業 鉄筋組立作業 型枠工事作業 コンクリート圧送工事作業 構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管 造園	建築配管作業 溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業 造園工事作業

※技能士においては、積極的な活用を図ること。

⑭	化学物質の濃度測定 ［1．7．9］	測定対象室及び測定箇所数は図示による。 （1）ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時〜３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分〜１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （4）塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は、上記（2）〜（4）に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、（1）の規定を満たすこと ※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
１５	中間技術検査 ［1．8．2］	
⑯	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする （1）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：２部 （3）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　２部　・Ａ４版写真台帳　部 （4）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （5）保管 工事写真のデータは，受注者において工事完成後２年間保管すること
⑰	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 竣工図の種類（※全て　・　） 竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　・普通紙　※ 不要 竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　部　・Ａ２版　部　・Ａ３版　部） 竣工図は原則としてCADにて修正を行い、施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること 工事完了時の建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム） ・建物基本情報 ・型式台帳 工事完了時の建物使用に関する資料は，監督職員が指定する様式で作成する。
⑱	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
１９	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （4）受注者は，監督職員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
⑳	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
㉑	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
㉒	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
２３	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
２４	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
２５	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
㉖	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける
㉗	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
２８	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	・塗膜防水	年	漏水の場合等

２９	コンクリートの試験 （6.9.1〜6）	※コンクリートの強度試験 公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし，調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については，生コン工場試験室でもよい

章			
② 仮設工事	1	騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート　［2．1．3］ 防音パネル，防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲
	②	足場等	［2．2．1］［表2．2．1］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 防護シート　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 内部足場　・設置する（※ 脚立、足場板等　・　　）　・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※ Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　） Ｄ種：利用可能な階段（　　）
	③	既存部分の養生	養生方法等　［2．3．1］ ・ 既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ・ 既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 保管場所　※ 構内既存施設内　・ ・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4	仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示　［2．3．2］［表2．3．1］ 仮設間仕切りの種別と材質等 ・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ 図示 Ａ、Ｂ種の仕上げ材 ※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・ 合板（普通合板 厚さ9mm） Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　※ 行わない　・ 行う Ａ種のグラスウールの充填 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） ・行わない 仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・
	⑤	監督職員事務所等	・ 設ける　※ 設けない　［2．4．1］ 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	⑥	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
	⑦	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
	8	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	9	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	⑩	交通誘導員	※配置する　・配置しない ※大型車両進入時　（　）人／日　・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日
	11	快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1−8−30　（ＳＨビル）
TEL　082-243-5555（代表）
一級建築士　登録第277978号
小　瀧　宏　治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
承　認　審　査	設　計　担　当	君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	A／01
		図面名：建築改修工事特記仕様書（１）	SCALE A２−1:200 A３−71%

⑥ 内装改修工事

① 他の部位との取り合い等

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲　［６．１．３］
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※ 既存のまま　・ 図示

2 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の撤去　※ 仕上材のみ（接着剤とも）　［６．２．２］
・ 下地モルタルとも（ ・ 図示の範囲　・ 撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・ 機械の除去工法　・ 目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、４章外壁改修工事による。

3 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　［６．３．２］
※ 改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り
（仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置　※ 図示　・　　）
・

④ 製材

ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　・
・JAS 1083-5 製材 － 第５部に基づく下地用製材　［６．５．２］

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※２級 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・		・
		※２級 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・		

⊙ JAS 1083-2 製材 － 第２部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		※上小節 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・		・
見え掛り面以外		※小節以上 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・		・

・ JAS 1083-6 製材 － 第６部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※１等 ・	※10%以下 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・		・
		※１等 ・	※10%以下 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・		・

・ JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		（　　）造作材の場合（※Ａ種　・Ｂ種）	・適用する ・適用しない	※Ａ種 ・Ｂ種 ・	・

5 造作用集成材

［６．５．２］
ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　・
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				※１等 ・２等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下	

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・

6 造作用単板積層材

［６．５．２］
ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　・
・ JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
			・有り（加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無し（等級：　　）	・適用する ・適用しない	・

・ JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
			・有り （加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	※14%以下 ・	・

・ JAS 3079に基づく直交集積板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能（使用環境）	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
							・

7 合板等

［６．５．２］
ホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　・
・ 普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上　・1等 針葉樹 ※C-D以上	・適用する ・適用しない	・

・ 構造用合板

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ（mm）	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※2級以上 ・1級		※１類 ・特類	※C-D 以上 ・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する （　　） ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※１類　・特類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ（mm）	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※１類　・２類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
		※１類　・２類			・適用する ・適用しない	・

・ パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ（mm）
		※13タイプ ・	※PＷはM ・		※15 ・

・ JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	等級	寸法（mm）
	・１級　・２級　・３級　・４級	

・ ミディアムデンシティーファイバーボード（ＭＤＦ）

施工箇所	厚さ（mm）	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

8 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち　［６．５．３］
※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（標準仕様書 表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度）
・（形状：　寸法：　材質：　）

9 防腐・防蟻処理

・ 薬剤の加圧注入による防腐防蟻処理　・　［６．５．５］

適用部材	保存処理性能区分
	・Ｋ２　※Ｋ３　・Ｋ４
	・Ｋ２　※Ｋ３　・Ｋ４
	・Ｋ２　※Ｋ３　・Ｋ４

・ 薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※ 薬剤の製造所の仕様による ・	※ JIS K 1571に適合又は同等品 ・

・ 薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（　　）
・ 合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位（　　）

10 内部間仕切り軸及び床組み

・ 間仕切軸組に用いる木材の樹木名（製材を用いる場合）　［６．５．６］
※杉又は松
・ 床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）

11 窓、出入口その他

・ 窓、出入口その他に用いる木材の樹木名（製材を用いる場合）　［６．５．７］
※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は杉又は松

12 床板張り

・ 縁甲板及び上がりこまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）　［６．５．８］
※ひのき

13 壁及び天井下地

・ 壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）［６．５．９］
※杉又は松

⑭ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　［６．６．２～４］
屋外（ ※ 25形　・　　）　屋内（ ※ 19形　・ 25形）
・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
1章 適用区分による風圧力の（ ・ 1　・ 1.15　・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔　・ 図示　・
周辺部の端からの間隔　・ 図示　・
野縁の間隔　・ 図示　・
既存の埋込みインサート　・ 使用する　⊙ 使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
⊙ 行う（試験箇所数　※屋内の場合、当該階において3箇所　・　　）
（確認強度　※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による　・　　）
・ 行わない

・ つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※ 図示　・
・ 天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※ 図示　・

・ 天井の下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※ 高さが６ｍを超える天井　・ 図示　・
補強方法　※ 「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号）第３第２項第二号に適合させる。
・ 図示
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
⊙ＳＵＳ製天井下地材を採用すること。

15 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナの種類　［６．７．３、４］［表６．７．１］
※ 改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合　※ 図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※ 改修標準仕様書6.7.4.(5)による

16 ビニル床シート

［６．８．２、３］

種類の記号	色柄	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ ＦＳ ・	・ 無地 ・ マーブル柄 ・ 柄物	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ・ 防滑性	※ 2.0 ・	

※目地処理（工法　※ 熱溶接工法　・　　）　・ 突付け（施工箇所：　　）
特殊機能
帯電防止　・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～1×10^{10}Ω程度
・

17 ビニル床タイル

［６．８．２］

種類の記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ ＫＴ ・ ＴＴ　・ ＦＴ ・ ＦＯＡ　・ ＦＯＢ	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・ 500×500	・ 帯電防止 ・ 防滑性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	

特殊機能
帯電防止　・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～1×10^{10}Ω程度
・

⑱ 接着剤

［６．５．３、４］［６．８．２］［６．９．３］［６．１１．４、５］
接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外　・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・ 図示

19 ビニル幅木

［６．８．２］
材質の種類　※ 軟質　・ 硬質
高さ（mm）　※ 60　・ 75　・ 100
厚さ（mm）　※ 1.5以上　・

20 ゴム床タイル

［６．８．２］
種類　・ 単層品　・ 複層品
色柄　（　　）
厚さ（mm）　・ 3.0　・ 4.5　・ 6.0　・ 9.0
寸法（mm）（　　）

21 カーペット敷き

［６．９．２、３］［表６．９．１］
・ 織じゅうたん

織り方	パイルの形状	帯電性	備考
・ ウィルトンカーペット ・ ダブルフェースカーペット ・ アキスミンターカーペット	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 適用する ・ 適用しない	

色柄
※模様のない無地
パイル糸の繊維種等
※無地の織りじゅうたんの種別（・A種　・B種　・C種）
織じゅうたんの接合方法
※ ヒートボンド工法　・ つづり縫い

・ タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 5～7　・ ・ 4～6　・ ・	※ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	・ 適用する ・ 適用しない	

タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・ タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備　考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	
・ カット、ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
タイルカーペットの敷き方　平　場　※ 市松敷き　・ 模様流し　・
階段部分　※ 模様流し　・ 市松敷き　・
見切り、押え金物の材質、種類及び形状　※ 図示　・
下敷き材　※ 反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・

22 合成樹脂塗床

［６．１０．２、３］

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・ 厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※ 平滑仕上げ　・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・ 厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・ 薄膜流しのべ工法 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 樹脂モルタル工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
・ 薄膜型塗床材			※ 平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・

23 防じん用塗床

材料　水性アクリル系樹脂塗材とし、製造所の指定する製品とする
工法　製造所の指定する工法とする
なお、上塗りは２回塗りとし、総塗布量は０．２５ｋ／m2以上とする
仕上げの種類（ ※ 平滑仕上げ　・ 防滑仕上げ ）（ ※ 標準色　・　　）
JIS K 5970に基づく塗料のホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　・

24 フローリング張り

［６．１１．２～６］
単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ（mm）	間伐材等の適用
・ フローリングボード１等	・ 釘留め工法（根太張り） ・ 釘留め工法（直張り） ・ 接着工法	※ なら　・ ※ なら　・ ※ なら　・	・ 15 ・ 12 ・ 8	・ ・ ・
・ フローリングブロック１等	・ 接着工法	※ なら　・	15	・

複合フローリング

種類	工法	樹種	種別	厚さ（mm）	間伐材等の適用
・ 天然木化粧複合フローリング	・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り)	※ なら ・	・ A種 ・ B種 ※ C種	・ 15 ・ 12 ・ 12	・
	・ 接着工法	※ なら ・	・ A種 ・ B種 ※ C種	・ 12 ・ 12 ・ 12	・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ 改修標準仕様書6.11.2(2)による　・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆
接着工法の場合の裏面緩衝材　※ 合成樹脂発泡シート
現場塗装仕上げ　・ 行う
※ ウレタン樹脂ワニス塗り
・ オイルステインの上、ワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・ 行わない

25 畳敷き

［６．１２．２］
種別　・A種　・B種　・C種　※D種（畳床：・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　※KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N）
下地の種類　・ 標準仕様書表12.6.1による床組
・ ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン　）
・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：・C1　・C2）

㉖ せっこうボードその他ボード及び合板張り

ＭＤＦ、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　［６．１３．２、３］
※F☆☆☆☆
合板のホルムアルデヒド放散量
※標準仕様書19.7.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・ 硬質木毛セメント板	HM	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 中質木毛セメント板	MM	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 普通木毛セメント板	NM	・ 15　・ 20　・ 25　・
・ 硬質木片セメント板	HF	・ 12　・ 15　・ 18　・ 21　・
・ 普通木片セメント板	NF	・ 30　・
・ けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ 2（無石綿）　・ 6　・ 8
・ ロックウール化粧吸音板	DR	・ フラットタイプ（・ 9(不燃)　・ 12(不燃)　・　） ・ 凹凸タイプ（・ 12(不燃)　・ 15(不燃)　・　）
・ ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・ 25　・
・ グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・ 25(ガラスクロス包)　・
・ せっこうボード	GB-R	※ 12.5（不燃）　・ 15（不燃）
・ 不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・ シージングせっこうボード	GB-S	12.5　（※不燃　・準不燃）
・ 強化せっこうボード	GB-F	・ 12.5　（不燃）　・ 15　（不燃）
・ せっこうラスボード	GB-L	9.5
・ 化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5　（不燃）幅 440mm 程度 模様（・ 柾目　・ 板目）専用下地材有り
・ 化粧せっこうボード（トラバーチン模様）	GB-D	9.5（準不燃）
・ 普通合板		表板の樹種名 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン程度　・　　） 不透明塗料塗り （ ※ しな程度　・　　） 板面の品質（　　） 厚さ（mm）（　　） 接着の程度（ ・ 1類　・ 2類　　） 防虫処理（ ・ 行う　・ 行わない）
・ 天然木化粧合板		樹種名（　　） 接着の程度（ ・ 1類　・ 2類 ） 厚さ（mm）（　　） 防虫処理（ ・ 行う　・ 行わない）
・ 特殊加工化粧合板		化粧加工の方法（ ・オーバーレイ　・プリント　・塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（ ・1類　・ 2類 ） 厚さ（mm）（　　） 防虫処理（ ・ 行う　・ 行わない）
・ メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による厚さ　（ ※ 1.2　・　　）
・ ポリエステル樹脂化粧板		
・ ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・ 3　・ 7　・ 9　・ 12　・
・ 単板張りパーティクルボード		・ 無研磨板　ＶＮ　・ 研磨板ＶＳ ・ 10　・ 12　・ 15　・ 18　・

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1－8－30　（ＳＨビル）
TEL　082-243-5555（代表）
一級建築士　登録第277978号
小　瀧　宏　治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
		君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	A／02

承　認	審　査	設　計	担　当	図面名	SCALE
				建築改修工事特記仕様書（２）	A２-1:200 A３-71%

・ 化粧パーティクルボード		・ 単板オーバーレイ　ＤＶ ・ プラスチックオーバーレイ　ＤＯ ・ 塗装　ＤＣ ・ 10（難燃）　・ 12（難燃）　・
・ ハードボード（素地）	HB	・ 無研磨板（ ・ スタンダード　・ テンパード　ＲＮ） ・ 研磨板（ ・ スタンダード　・ テンパード　ＲＳ）
・ ハードボード（化粧）		・ 内装用Ｄ１　・外装用ＤＥ ・ 2.5　・ 3.5　・ 5　・ 7　・
・ インシュレーションボード	IB	A級（ ・ 天井仕上げ　・ 内装仕上げ　・　）
		・ 9　・ 12　・ 15　・ 18　・

天井のボード預（ロックウウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
※ 図示による
合板の張付け　・ A種　・ B種
せっこうボードの目地工法　・ 仕上表による　・

27　壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　［6．14．2、3］

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	

モルタル・せっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　※ B種　・
コンクリート面の素地ごしらえの種別　※ B種　・
せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえの種別　※ B種　・

28　モルタル塗り

［6．15．3、5、6］

モルタル　※ 現場調合材料　・ 既調合材料（材料　　）
既製目地材　・ 設ける　施工箇所（　　）　形状（ ※ 図示　・　　）
・ 設けない
床の目地　・ 設ける（目地割り　※ ２ｍ2程度（最大目地間隔３ｍ程度　・　　）
（種類　※ 押し目地　・　　）
・ 設けない
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験
・ 適用する　・ 適用しない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
・図示による
建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤
（品質・性能）
（試験方法）JIS A1404「建築用セメント防水剤の試験方法」による

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	（凝結時間）始発：1時間以上　終結：10時間以内
	（安定性）収縮性、膨張性のひび割れ及びそりの有無について確認する。
曲げ及び圧縮強度比	防水剤を混入したもの、しないものの曲げ強度比及び圧縮強度比 70%以上
吸水比	防水剤を混入したもの、しないものの吸水比 95%以下
透水比	防水剤を混入したもの、しないものの透水比 80%以下 ただし、透水試験における水圧は、3.0×10^{5} Ｐａとし1時間行う

29　タイル張り

［6．16．2～4］

伸縮調整目地の位置　床タイル（ ※ 縦、横とも4m以内ごと　・ 図示　・　　）
床タイル以外（ ※ 図示　・　　）
・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすりの有無		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

耐滑り性：JIS A 1509-12（セラミックタイル試験方法―第12部：耐滑り性試験方法）　で規定する C.S.R値は0.4～1.0とする。
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・ 行う　※ 行わない
見本焼き　・ 行う　・ 行わない

既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能）

項目		品質・性能	項目	品質・性能
保水率		70.0%以上	長さ変化率	0.20%以下
単位容積質量		1.80ｋ/Ｌ以上	曲げ強さ	4.0N/mm2以上
接着強さ	標準時	0.60N/mm2以上		
	温冷繰り返し後	0.40N/mm2以上		

（試験方法）
（１）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
（２）保水率の試験方法
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径11ｃｍ）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ３mm）を設置し、（１）で調製した試料を平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、１mmの単位まで測定する。
試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50／平均値×100　（注）　50：リング型わくの内径　mm
（３）単位容積質量の試験方法
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。

30　セルフレベリング材塗り

［6．17．2、3］

塗厚（mm）　※10mm程度　・

（４）接着強さ（標準時）の試験方法
イ）適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N−300を下地とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のりで：法約300mm×300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、シ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さエポキ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。
（全てが0.6N/mm2以上を確保していること）
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
Ｔ　：タイルの母材破断　　Ｍ：既調合モルタルと下地板の界面破断
ＴＭ：既調合モルタルとタイルの界面破断　　：下地板の母材破断
Ｍ　：既調合モルタルの母材破断

ロ）適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N−300を下地とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに　JIS A 5209「セラミックタイル」 に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。

（５）接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（４）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」に規定する7.11温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに−20±2℃の恒温器中で38時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で38時間加温し、この24時間を１サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全てが0.4N/mm2以上を確保していること）
（６）長さ変化率の試験方法
JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
（７）曲げ強さの試験方法
JIS A6916「建築用下地調整塗材」の7.11 曲げ強さ試験に準ずる。
試験室の状態：試験室は温度20±2℃、湿度65±10%とする。

既調合目地材
（品質・性能）

項目	品質・性能	項目	品質・性能
保水率	30.0%以上	吸水量	50以下
長さ変化率	0.2%以下（収縮）	単位容積質量	1.80ｋ/Ｌ以上

（試験方法）
（１）試験の条件
試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。
（２）試料の調整
正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2 Lの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。 練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」11.に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。
（３）保水性（ろ紙法）
JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径18.5ｃｍ）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、２）で練り混ぜた試料を金ベらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。
10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて１mmまで測定する。 試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率（%）＝50／平均値×100 注）50：リング型わくの内径（mm）
（４）単位容積質量
（２）で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。
（５）長さ変化率
（２）で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.8長さ変化率試験に従って行う。
（６）吸水量
（２）で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7.5に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。
有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすりの有無		役物		色		耐凍害性		備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　・

⑦ 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　［7．1．3］
※ Ｆ☆☆☆
防火材料　※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・ 次の箇所を除き防火材料とする（ ・　　）

② 下地調整、素地ごしらえ

塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲　［7．2．1～7］
※ 劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・
下地調整、素地ごしらえ

下地面の種別	塗替え 下地調整の種別		新規 素地ごしらえの種別		ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種	・	・Ａ種	・Ｂ種	―
鉄鋼面	※ＲＢ種	・	Ｃ種		―
鉄鋼面（ＤＰ）	※ＲＢ種	・	Ｂ種		―
亜鉛めっき面	※ＲＢ種	・	・Ａ種	・Ｂ種	―
モルタル面、せっこうプラスター面	※ＲＢ種	・	・Ａ種	・Ｂ種	・行う
コンクリート面（ＤＰ以外） ＡＬＣパネル	※ＲＢ種	・	・Ｂ種		・行う
押出成形セメント板面（ＤＰ） コンクリート面	・ＲＢ種	・ＲＣ種	・Ａ種	・Ｂ種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※ＲＢ種	・	・Ａ種	・Ｂ種	―

3　錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　［7．4．2、3］

塗装面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	ＳＯＰ	新規見え掛り		・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ−Ｇ	新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　・
		新規見え隠れ		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＤＰ	新規		・Ａ種　・
亜鉛めっき鋼面	ＳＯＰ	新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・
	ＥＰ−Ｇ	新規鋼製建具等		・Ａ種　・
		新規その他		・Ｂ種　・
		塗替え		・Ｃ種　・

④ 仕上げ塗料塗り

［7．5．2～7．13．2］

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） 塗料の種類　※１種　・２種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
・クリアラッカー塗り　（ＣＬ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ＮＡＤ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ） 上塗り等級 ・１級 ・２級 ・３級	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・Ａ−１種 ・Ｂ−１種 ・Ｃ−１種	・Ａ−１種 ・Ｂ−１種 ・Ｃ−１種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ−Ｇ）	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうプラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内木部	※Ｂ種　・	※ Ａ 種
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ａ種　・	※Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）		※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り　（ＵＣ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ステイン塗り		・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り（ＯＳ）	
・木材保護塗料塗り　（ＷＰ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※ B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※ B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

・ 高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ ＲＡ種　※ ＲＢ種　・ ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量（ｋ/m2）
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・ 1級　・ 2級　・ 3級	塗料製造所の仕様による

クリアラッカー塗りＡ種の工程２の着色
・適用しない　・適用する（着色剤：・溶剤形着色剤　・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色
・適用しない
・適用する（着色剤：・ 油性顔料着色剤　・ 溶剤形顔料着色剤）
オイルステイン塗りの工程等

⑩ その他

① 天井点検口

材種	寸法（mm）	形式		外枠	内枠
※ アルミニウム製	※ 450×450 ・ 600×600	※ 一般形	・ 屋内外用 ※ 屋内用	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ
・	・	・ 気密形			

（品質・性能）
内外枠の材質　アルミニウム製
JIS H 4100 A6063S-5Xは同等の性能を有するもの
表面処理　陽極酸化皮膜JIS H 8601(AA6)又は同等の性能を有するもの
（外部に用いる場合は、JIS H 8602のB種又は同等以上の性能を有するもの）
内枠及び外枠のコーナーピース
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
外枠の取付け金物
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
内枠の仕上げ材留付金物
アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの
耐久性能（繰り返し開閉試験）
（１）50回、100回、300回の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内。
（２）開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。
枠の寸法許容差　±0.5mm以内
外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
（１）試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。
吊り金物は、外枠を天井下地取付用補強材に直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB−Rの難燃2級又は発熱性２級以上）二重張りとする。
（２）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
（３）測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。

② 天井見切り縁等

壁及び下がり壁と天井の取合いの見切縁（天井見切縁、下がり壁見切縁）の材種
※ アルミニウム既製品　・ ビニル既製品

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1−8−30 （ＳＨビル）
TEL 082-243-5555（代表）
一級建築士　登録第277978号
小 瀧 宏 治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
		君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	A／03

承認	審査	設計	担当	図面名	SCALE
				建築改修工事特記仕様書特記仕様書（３）	A２−1:200 A３−71%

工　事　名	君田健康施設大浴室天井改修工事				
建築場所	☑住居表示	広島県三次市君田町泉吉田３１１−３	☐地名地番		
主要用途	ホテルまたは旅館		防火対象物		
工事種別	☐新築	☐増築	☐改築	☑改修	
用途地域	都市計画区域外		☑耐火建築物	☐準耐火建築物	☐防火構造　☐その他
防火地域	☐防火	☐準防火	☑指定なし	☐法２２条	
その他の地域	☐風致地区（　種）	☐３１m高度地区	☐美観地区（　種）		
敷地面積	4,022.89㎡	・実測値　・資料（測量図）　⊙確認申請書控え ・概算（施主資料，テープ，その他）			
建ペイ率	６０ ％（法定 ６０ ％）		許容建築面積	2,413.734㎡（ 730.155 坪）	
容積率	２００ ％（法定 ２００ ％）		許容延べ面積	8,045.780㎡（ 2,433.848 坪）	

建物面積		申請部分	申請以外の部分	合計	
	建築面積	− ㎡ （ − 坪）	1,799.79 ㎡ （ 554.44 坪）	1,799.79 ㎡ （ 554.44 坪）	計画建ペイ率 44.74%
	延べ面積	− ㎡ （ − 坪）	2,684.66 ㎡ （ 812.11 坪）	2,684.66 ㎡ （ 812.11 坪）	計画容積率 66.73%
	容積率対象床面積	㎡ （ 坪）	㎡ （ 坪）	㎡ （ 坪）	
建築物の高さ等 設計GLからの高さ 平均地盤からの高さ（ ）	最高の高さ	− m （ − m）	14.850 m （ 14.503 m）	平均地盤の高さ	設計GL+0.347m
	最高の軒の高さ	− m （ − m）	9.947 m （ 9.600 m）		
規　模	地上 地下	− 階 − 階	3 階 1 階		

敷地状況	☐平地	☐傾斜地	（高低差約　m）	地目 ☐宅地 ☐農地 ☐駐車場	☐その他
道路幅員 （敷地と接している部分の長さ）	北面	東面	南面	西面	
計画道路	☑無	☐有　幅員　m（線名　）	☐計画決定	☐事業決定	
開発指導要綱等					
斜線制限	道路 ☐1.5W ☐1.25W	隣地 ☐３１+2.5W ☐２０+1.25W	北側 ☑無 ☐５+1.25W ☐１０+1.25W		
	☐その他北側（　）		☐隣地斜線は天空率による		
日影規制	☑無	☐有（　：　）	５m：４h、１０m：２．５h		
外壁後退	☑無	☐有			
構　造	☐RC	☐SRC	☑S	☐	基礎：直接基礎
排　水	☐直放	☑浄化槽			
建築設備					
消防設備					
附帯工事					
申請・届け出 （提出先）					
注　記					

工事場所
広島県三次市君田町泉吉田３１１−３

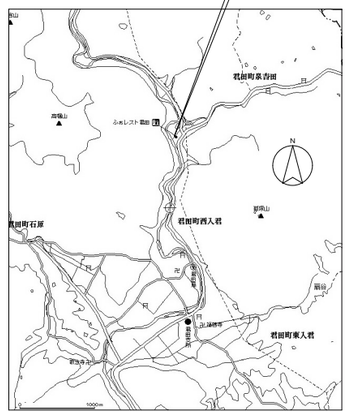

付近見取図　No Scale

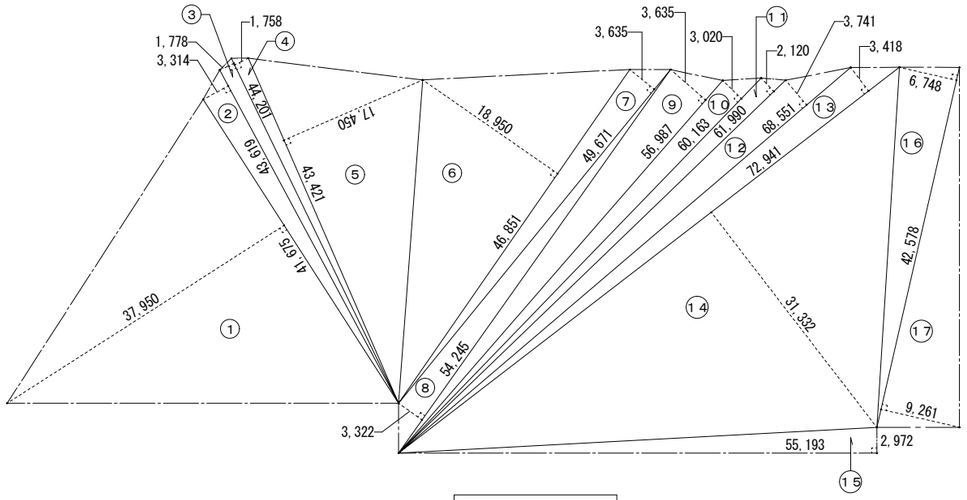

敷地面積求積図　1:500

計算式

①	41.675	×	37.950	＝	1,581.57	⑪	61.990	×	2.120	＝	131.42
②	43.619	×	3.314	＝	144.55	⑫	68.551	×	3.741	＝	256.45
③	44.201	×	1.778	＝	78.59	⑬	72.941	×	3.418	＝	249.31
④	44.201	×	1.758	＝	77.71	⑭	72.941	×	31.332	＝	2,285.39
⑤	43.421	×	17.450	＝	757.70	⑮	55.193	×	2.972	＝	164.03
⑥	46.851	×	18.950	＝	887.83	⑯	42.578	×	6.748	＝	287.32
⑦	49.671	×	3.635	＝	180.55	⑰	42.578	×	9.261	＝	394.31
⑧	54.245	×	3.322	＝	180.20						8,045.77
⑨	56.987	×	3.635	＝	207.15		8,045.77	÷	2	＝	4,022.885
⑩	60.163	×	3.020	＝	181.69				敷地面積		4,022.89㎡

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1−8−30（ＳＨビル）
TEL 082-243-5555（代表）
一級建築士 登録第277978号
小 瀧 宏 治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
承認 審査	設計 担当	君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	A／04
		図面名：工事概要・付近見取図・敷地面積求積図	SCALE A2− 1：500　A3− 71%縮小

B−B断面図　1：500

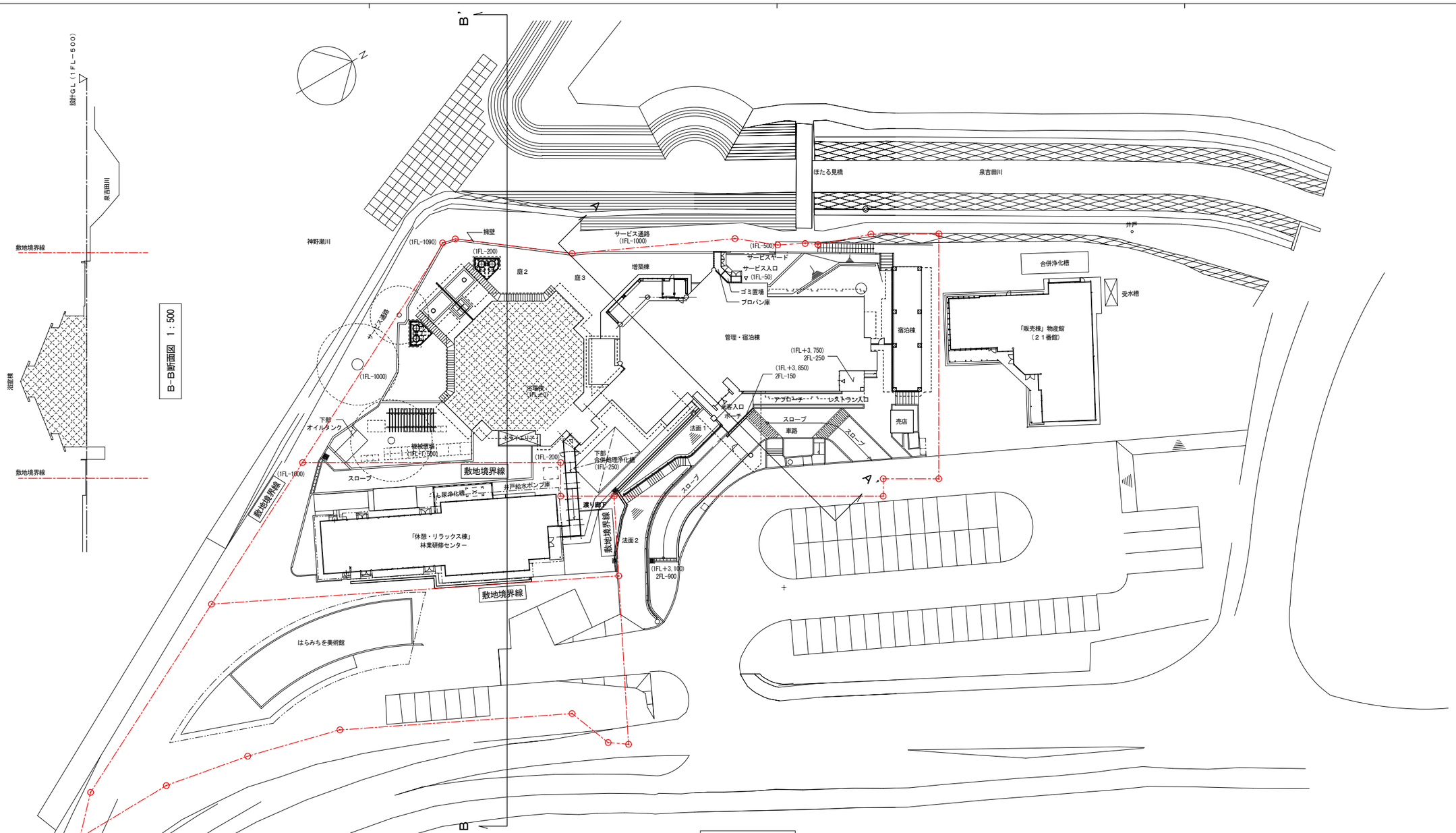

配置図　1：500

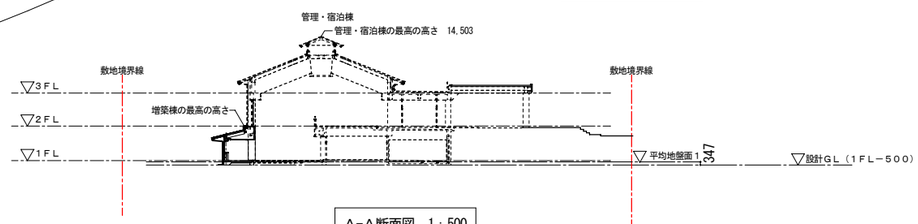

A−A断面図　1：500

改修建物を示す。

株式会社 近代設計コンサルタント 広島市中区国泰寺町1−8−30 （SHビル） TEL 082-243-5555（代表） 一級建築士 登録第277978号 小 瀧 宏 治	年月日 承 認 審 査	整理番号 設 計 担 当	工事名 君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事 図面名 配置図	SCALE A2− 1：500 A3− 71%縮小	図面番号 A／05

内部仕上表

〈 ↑ 〉既設のままを示す 。 【　　】内は、工事内容を示す。

階	室名		内装制限	天井高 床高（基準ＦＬより）	床 下地	床 仕上	巾木 仕上	巾木 H	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井廻縁	建具額縁	備考	室名札
1	大浴室１	(改修前)		2,700～10,330 ±0	Ｆ２	諏訪鉄平石　(黒) 磁器質タイル300角　(400×400内外)	－	－	Ｗ３	腰：御影石ｔ20本磨き（H=1,200）（本黒） 上部：檜板ｔ15　木材保護着色塗料仕上げ	Ｃ３ Ｃ２ 【撤去】	浴室用耐食アルミパネル 梁型：木材保護着色塗料仕上 シージングボード t12.0 ＋桧板ｔ15　WP塗【撤去】	ＡＬ ＷＬ [-部撤去]	アルミ	吹抜け上部：SUS板張り	
		(改修後)		〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉	－	－	〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉 Ｃ５ 【新設】	〈 ↑ 〉 シージングボード t12.0 ＋桧板ｔ15　WP塗【新設】	〈 ↑ 〉 ＷＬ [-部新設]	〈 ↑ 〉		
	大浴室２	(改修前)		2,700～10,330 ±0	Ｆ２	諏訪鉄平石　(黒) 磁器質タイル300角　(400×400内外)	－	－	Ｗ３	腰：御影石ｔ20本磨き（H=1,200）（本黒） 上部：檜板ｔ15　木材保護着色塗料仕上げ	Ｃ３ Ｃ２ 【撤去】	浴室用耐食アルミパネル 梁型：木材保護着色塗料仕上 シージングボード t12.0 ＋桧板ｔ15　WP塗【撤去】	ＡＬ ＷＬ [-部撤去]	アルミ	吹抜け上部：SUS板張り	
		(改修後)		〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉	－	－	〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉	〈 ↑ 〉 Ｃ５ 【新設】	〈 ↑ 〉 シージングボード t12.0 ＋桧板ｔ15　WP塗【新設】	〈 ↑ 〉 ＷＬ [-部新設]	〈 ↑ 〉		

□ 内装制限

難	難燃材仕上
準	準不燃材仕上
不	不燃材仕上
不	下地・仕上共不燃材

□下地凡例

共通		床下地		壁下地		天井下地	
Ｃ	コンクリート	Ｆ１	コンクリート直押え	Ｗ１	コンクリート打放し補修	Ｃ１	ＬＧＳ＋ＧＢ-Ｓ t9.5
Ｓ	鉄骨	Ｆ２	アスファルト防水 ＋ 押えコンクリート＋Ｍ	Ｗ２	断熱材ｔ15吹付の上ＧＢ－Ｒ t12.5（ＧＬ工法）	Ｃ２	ＬＧＳ
ＬＧＳ	軽量鉄骨	Ｆ３		Ｗ３	Ｃ＋モルタル	Ｃ３	高耐食天井下地
Ｗ	木	Ｆ４		Ｗ４		Ｃ４	高耐食天井下地＋ＧＢ-Ｓ t9.5
Ｍ	モルタル	Ｆ５		Ｗ５		Ｃ５	ステンレス製天井下地
				Ｗ６			

□仕上符号

ＷＨ	木製巾木
ＶＬ	塩ビ製廻縁
ＡＬ	アルミ製廻縁
ＷＬ	木製廻縁
ＧＢ-Ｒ	石膏ボード
ＧＢ-Ｓ	シージング石膏ボード

□その他

[仕上塗材]

外薄　Ｅ　外装薄塗材Ｅ（合成樹脂エマルション系）
内薄　Ｅ　内装薄塗材Ｅ（合成樹脂エマルション系）
複　　Ｅ　複層塗材　Ｅ（合成樹脂エマルション系）
複　ＲＳ　複層塗材ＲＳ（反応硬化型合成樹脂溶液系）
複　ＲＥ　複層塗材ＲＥ（反応硬化型合成樹脂エマルション系）

[法定防火認定番号]

・不燃
ＮＷ-８６１２　石膏ボード t12.5以上
ＮＷ-８６１３　不燃石膏積層板 t9.5
ＮＷ-８６１４　化粧石膏ボード t12.5以上
ＮＷ-３９９１　不燃壁紙

・準不燃
ＱＷ-９８２２　化粧石膏吸音ボード ｔ9.0以上
ＱＷ-９８２３　石膏ボード t9.5以上
ＱＷ-９８２４　化粧石膏ボード t9.5以上

[塗料]

ＳＯＰ　合成樹脂調合ペイント
ＦＥ　フタル酸エナメル
ＯＳＷ　オイルステインワックス
ＯＳ　オイルステイン
ＯＳＣ　オイルステインワニス
ＯＳＵＣ　オイルステイン・ウレタンワニス
ＯＳＣＬ　オイルステイン・クリアラッカー
ＵＣ　ウレタンワニス
ＣＬ　クリアラッカー
ＬＥ　ラッカーエナメル
ＶＥ　塩化ビニルエナメル
ＡＥ　アクリルエナメル
ＥＰ－Ⅰ　合成樹脂エマルションペイント（外部）
ＥＰ－Ⅱ　合成樹脂エマルションペイント（内部）
ＭＰ－Ⅰ　多彩模様塗料（外部）
ＭＰ－Ⅱ　多彩模様塗料（内部）
ＮＡＤ　アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
ＷＰ　木材保護塗料

共通事項

・ 特記なき限り既設のままとすること。
・
・
・
・

使用部材リスト　※使用部材は、全て同等品以上とすること。

使用材料	品番・商品名	備考
ＳＵＳ製天井下地	建築用構成下地　ＳＩＣＳ　三洋工業㈱	

施工注意事項

適用事項は ● 印を記入する。

- [ ]
- [●] 天井廻縁は必要に応じて撤去新設をすること。
- [●] 既設天井材 桧板ｔ15 で再利用出来るものは利用すること。
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]
- [ ]

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1－8－30 （ＳＨビル）
TEL 082-243-5555（代表）
一級建築士 登録第277978号
小 瀧 宏 治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
		君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	Ａ／０６

承認	審査	設計	担当	図面名	SCALE
				仕上表	Ａ２－ No Scale Ａ３－ 71%縮小

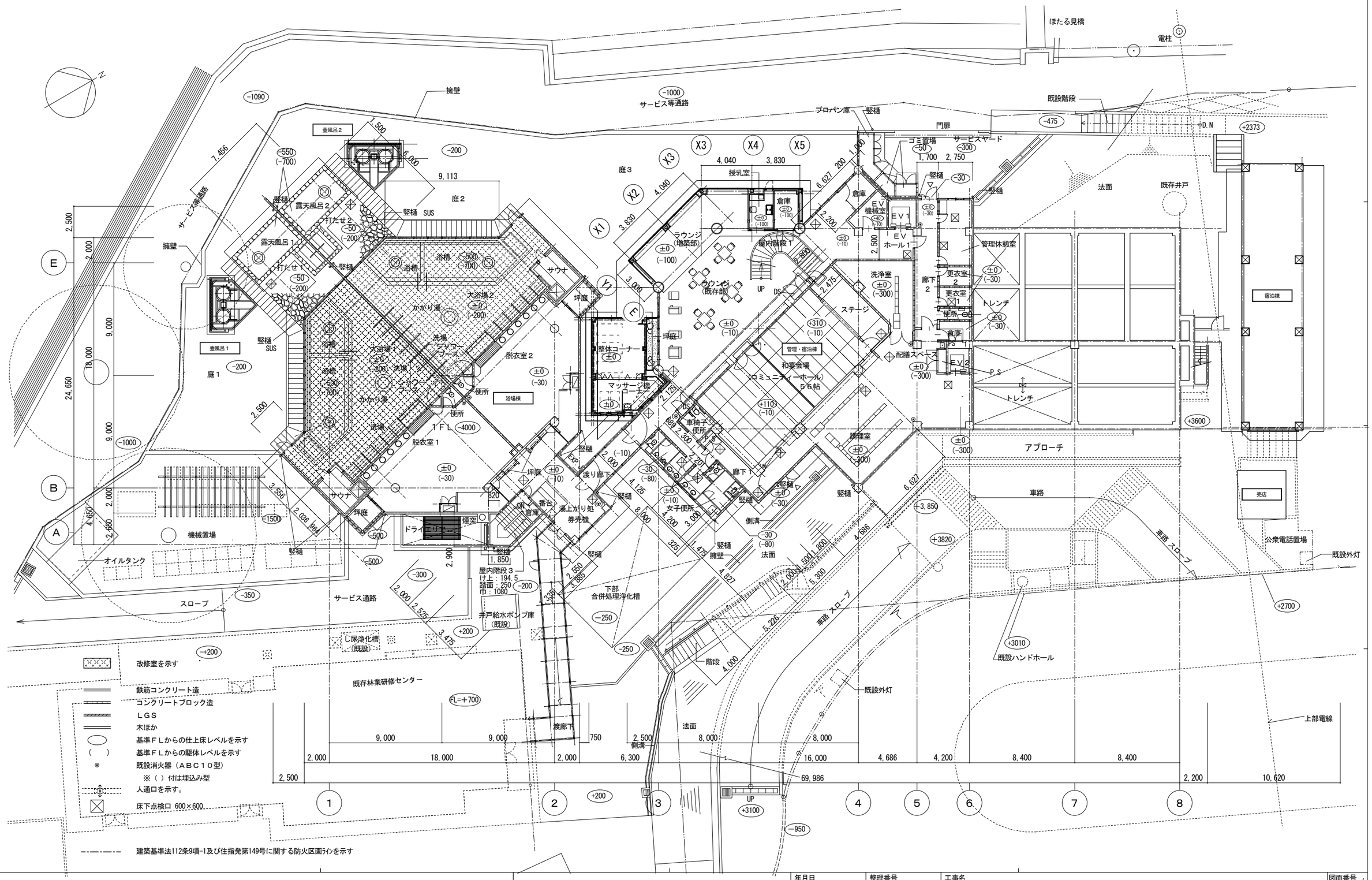

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1－8－30 （SHビル）
TEL 082-243-5555（代表）
一級建築士 登録第277978号
小 瀧 宏 治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
		君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	A / 07

承認	審査	設計	担当	図面名	SCALE
				1階平面図	A2－ 1：200 A3－ 71%縮小

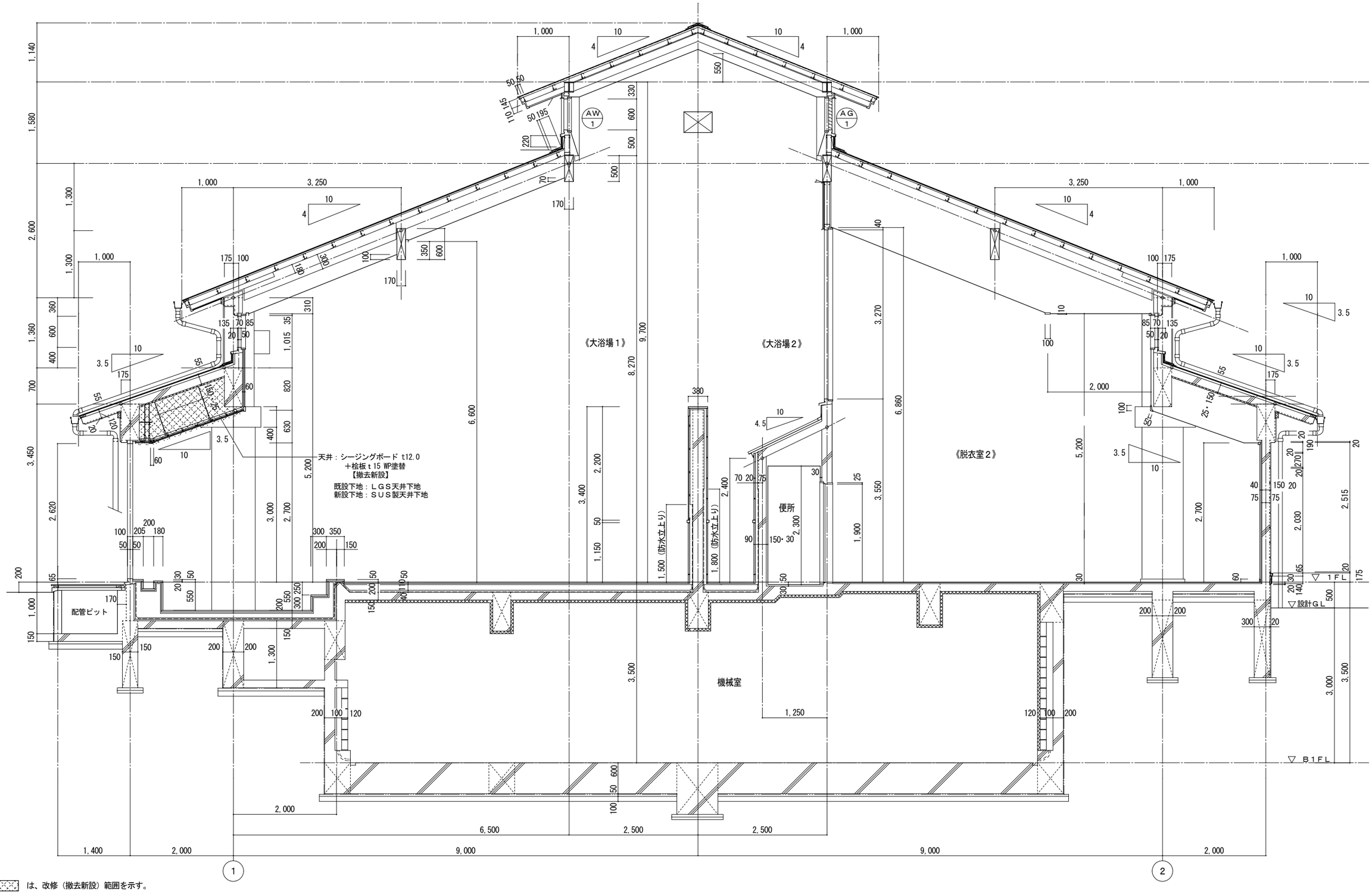

凡例

▨ は、改修（撤去新設）範囲を示す。

※天井廻縁は必要に応じて撤去新設をすること。
※特記なき限り既設のままとする。

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1－8－30 （ＳＨビル） 一級建築士 登録第277978号
TEL 082-243-5555（代表） 小 瀧 宏 治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
		君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	A／08
承 認 審 査	設 計 担 当	図面名：矩計図	SCALE A2－ 1：50 A3－ 71%縮小

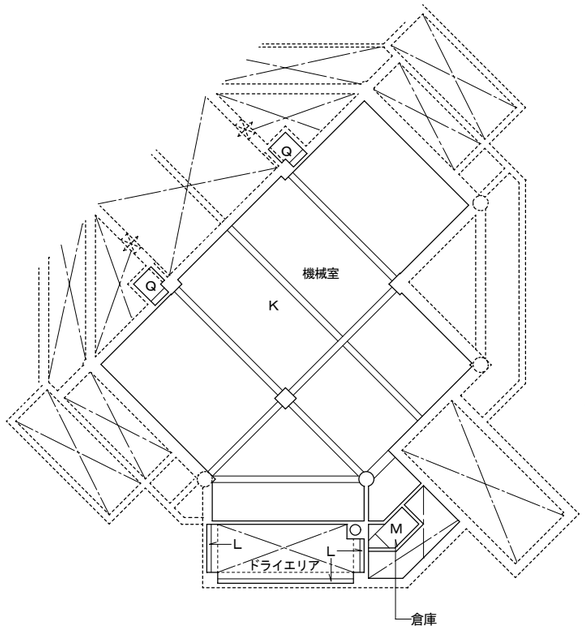

地下１階天井伏図　1:200

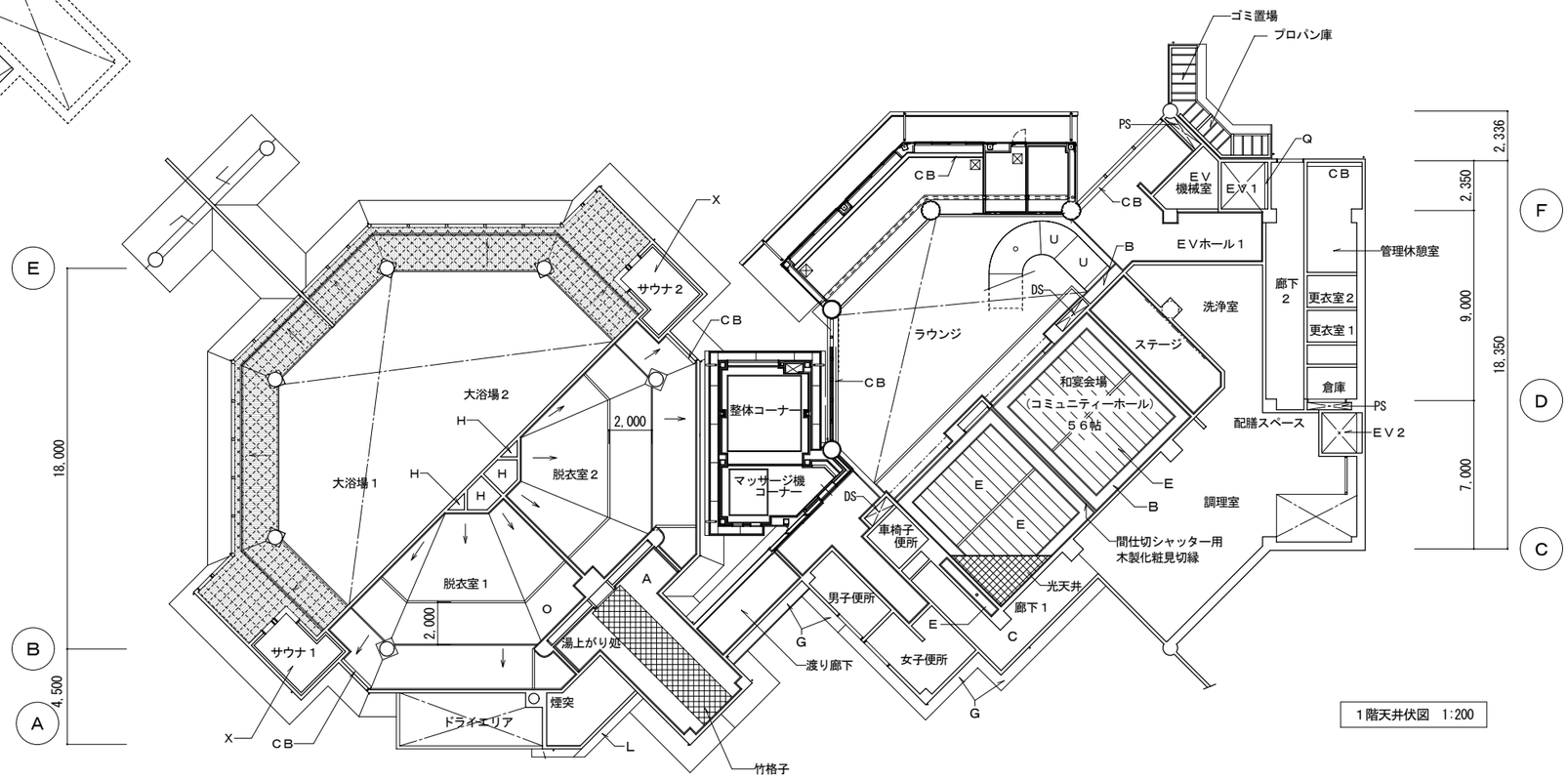

１階天井伏図　1:200

フレキシブルボード t6.0

凡例

A	ビニルクロス
B	無機質壁紙
C	化粧石膏ボード　t9.5
D	アルミルーバー
E	化粧石膏ボード　t9.5（木目）
F	GB-R　t9.5（GL工法）
G	ケイカル板　t6.0　外薄E吹付
H	ケイカル板　t6.0　VE
K	グラスウール t50　ガラスクロス張り　化粧ピン止め
L	コンクリート打放し　外薄E吹付
M	コンクリート打放し補修
N	ロックウール吸音板 t19.0（捨貼工法）
O	浴室用耐食アルミパネル
P	木材保護着色塗料仕上
Q	コンクリート打放し
R	シナベニア t4.0
S	アクリル板 t5.0
T	銘木練付セメント板 t5.8
U	フレキシブルボード t15.0 VE塗装
V	木毛セメント板 t30
W	化粧鋼板（保温材付）
X	岩綿吸音板 t19.0
CB	カーテンBOX
⊠	点検口　450×450

凡例

▨ は、改修（撤去新設）範囲を示す。

浴室天井【低層部(浴槽上部)】
　シージングボード t12.0 ＋ 桧板 t15 WP塗替
木製見切縁
　桧

※特記なき限り既設のままとする。
　ＬＧＳ下地共撤去新設とし、新設天井下地は、ＳＵＳ製天井下地材とする。
　新設の仕上げ材は、既設に準ずる。

株式会社 近代設計コンサルタント
広島市中区国泰寺町1－8－30　（ＳＨビル）
TEL　082-243-5555（代表）
一級建築士　登録第277978号
小　瀧　宏　治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
承　認　審　査	設　計　担　当	君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事	A／09
		図面名：天井伏図（１）	SCALE A２-1:200　A３-71%

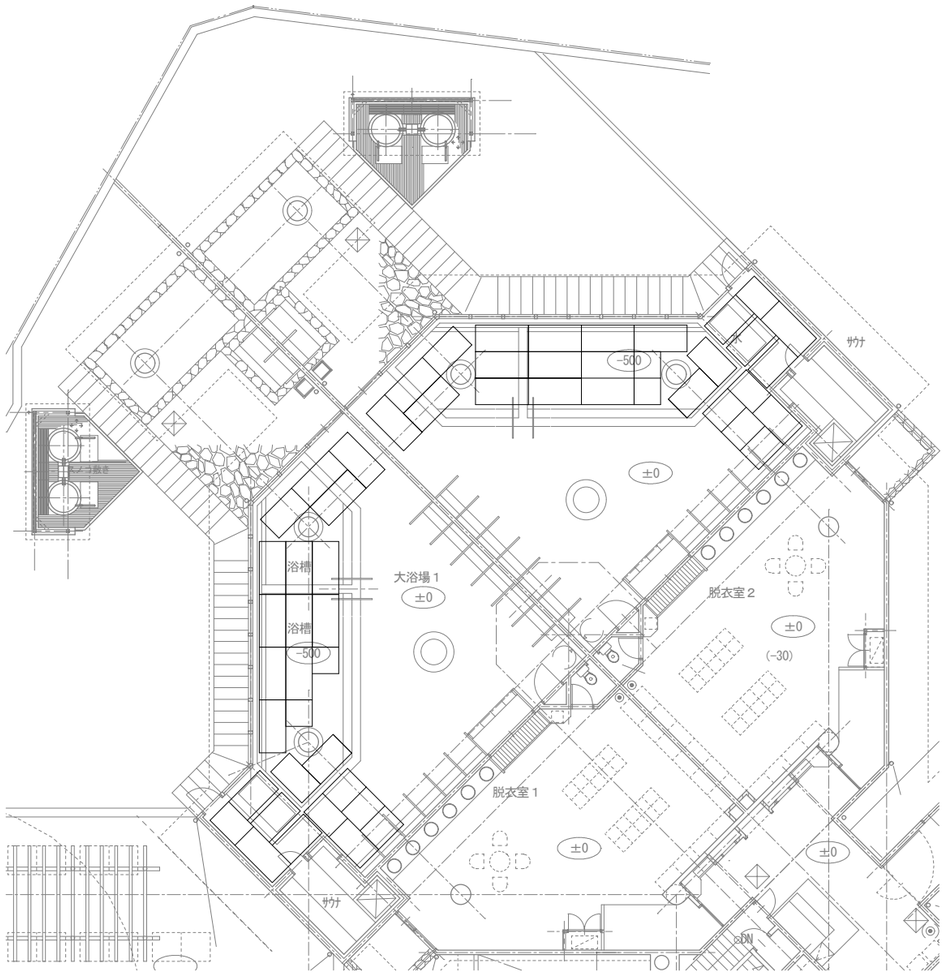

仮設平面計画図　1:150

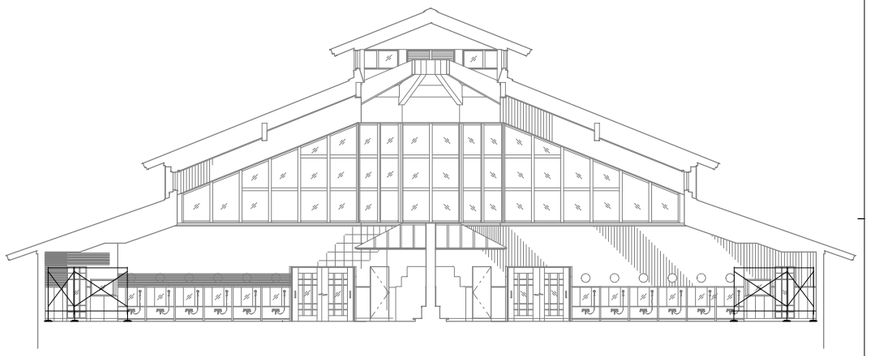

仮設立面計画図（１）　1:150

仮設立面計画図（２）　1:150

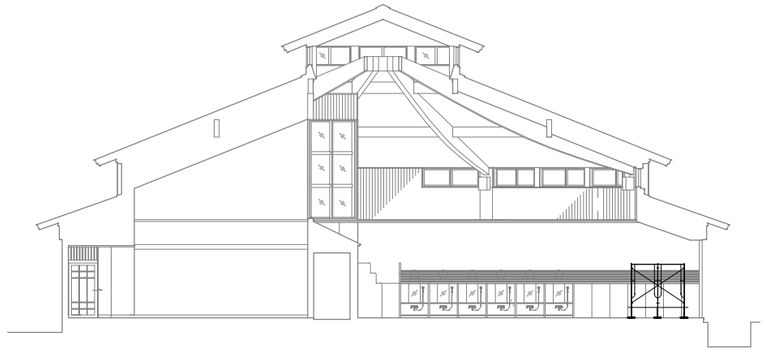

仮設立面計画図（３）　1:150

参考図

株式会社 近代設計コンサルタント 広島市中区国泰寺町1－8－30　（ＳＨビル） TEL　082-243-5555（代表） 一級建築士　登録第277978号 小　瀧　宏　治	年月日	整理番号	工事名 君田健康ふれあい施設大浴室天井改修工事		図面番号 A／１０
	照　査	設　計　担　当	図面名 仮設計画図	SCALE Ａ２-1:150 Ａ３-71%	